

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月14日
【四半期会計期間】	第56期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	山一電機株式会社
【英訳名】	YAMAICHI ELECTRONICS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 織田 俊司
【本店の所在の場所】	東京都大田区中馬込三丁目28番7号
【電話番号】	(03)3778-6111(大代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 経理部長 加藤 勝市
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区中馬込三丁目28番7号
【電話番号】	(03)3778-6111(大代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 経理部長 加藤 勝市
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第55期 第3四半期連結 累計期間	第56期 第3四半期連結 累計期間	第55期 第3四半期連結 会計期間	第56期 第3四半期連結 会計期間	第55期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高(千円)	15,129,868	21,641,893	5,851,734	6,197,023	21,166,760
経常利益又は経常損失() (千円)	1,127,922	657,303	264,317	213,128	1,065,124
四半期純利益又は四半期(当期) 純損失()(千円)	1,226,982	412,171	99,154	385,607	1,970,913
純資産額(千円)	-	-	16,618,754	16,888,172	15,908,211
総資産額(千円)	-	-	29,765,740	29,526,706	28,686,565
1株当たり純資産額(円)	-	-	874.53	725.21	837.40
1株当たり四半期純利益又は1株 当たり四半期(当期)純損失 ()(円)	64.66	19.73	5.22	16.55	103.87
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	-	-	55.7	57.1	55.4
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	1,951,698	2,528,330	-	-	314,256
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	566,342	1,584,716	-	-	911,720
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	163,648	1,441,893	-	-	704,428
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	-	3,616,447	6,312,602	4,066,656
従業員数(人)	-	-	3,421	3,866	3,712

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、第55期第3四半期連結累計期間、第55期第3四半期連結会計期間、第55期及び第56期第3四半期連結会計期間は四半期(当期)純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、第56期第3四半期連結累計期間は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	3,866（1,089）
---------	--------------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	442（11）
---------	---------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に当第3四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
テストソリューション事業(千円)	1,834,425	-
コネクタソリューション事業(千円)	2,644,269	-
PVソリューション事業(千円)	848,221	-
光関連事業(千円)	308,796	-
E M S事業(千円)	425,207	-
報告セグメント計(千円)	6,060,919	-
その他(千円)	127	-
合計(千円)	6,061,047	-

- (注) 1. 金額は販売価格によっており、セグメント間の内部振替後の数値によっております。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第3四半期連結会計期間の受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)			
	受注高(千円)	前年同四半期比 (%)	受注残高(千円)	前年同四半期比 (%)
テストソリューション事業	1,676,576	-	1,040,158	-
コネクタソリューション事業	2,474,838	-	1,413,178	-
PVソリューション事業	1,906,019	-	5,195,856	-
光関連事業	310,325	-	272,216	-
E M S事業	439,106	-	700,355	-
報告セグメント計	6,806,866	-	8,621,764	-
その他	165	-	-	-
合計	6,807,032	-	8,621,764	-

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
テストソリューション事業(千円)	1,890,772	-
コネクタソリューション事業(千円)	2,659,862	-
PVソリューション事業(千円)	911,072	-
光関連事業(千円)	306,200	-
EMS事業(千円)	428,950	-
報告セグメント計(千円)	6,196,858	-
その他(千円)	165	-
合計(千円)	6,197,023	-

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書及び第2四半期連結会計期間の四半期報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間の当社グループが関連するエレクトロニクス市場は、中国等アジア新興国向け輸出に支えられ回復してきましたが、秋口以降の景気刺激策の効果一巡や急激な円高の進行と高止まりなどの影響が懸念され、不透明な状況が続きました。

このような状況の中で当社グループは、電子部品市場に加え、急成長している太陽電池市場に新製品提案や販売活動を積極的に展開し、受注・売上の拡大に取り組んでまいりました。また、中国やフィリピン等の海外工場を拡充する一方で、製造固定費や販売管理費等の経費削減を図ってまいりました。

その結果、当第3四半期連結会計期間においては、半導体設備投資の引き締めや在庫調整の影響により売上高は6,197百万円(前年同四半期比5.9%増)に止まり、営業損失は64百万円(前年同四半期は営業利益214百万円)となりました。また、円高による為替差損97百万円の計上などにより経常損失は213百万円(前年同四半期は経常利益264百万円)となり、これらに伴う繰延税金資産の取崩しによる法人税等調整額の増加もあり、四半期純損失は385百万円(前年同四半期は四半期純損失99百万円)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

[テストソリューション事業]

当事業主力の半導体検査用ICソケット製品は、第2四半期連結累計期間においては新しい機能を持った電子機器の台頭により半導体の新製品開発は活発となり旺盛な需要が続きましたが、当第3四半期連結会計期間においては一転して半導体設備投資の引き締めにより売上は大幅な減少となりました。なお、損益改善対策として、フィリピン工場への生産機能移管による製造原価低減を推進いたしました。

その結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は1,890百万円、営業損失は41百万円となりました。

[コネクタソリューション事業]

当事業主力の小型メモリーカード用コネクタ製品は、デジタルカメラやプリンタ向けを中心に好調に推移いたしました。注力しているテレコムネットワーク（クラウド市場など）向けや車載（カーナビゲーションなど）向け新製品の販売も徐々に拡大いたしました。また、中国での人件費高騰や人手不足などのリスク対策として、フィリピン工場でのコネクタ生産拡大を推進いたしました。

その結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は2,659百万円、営業利益は110百万円となりました。

[PVソリューション事業]

当事業の太陽電池モジュール用ジャンクションボックス及びケーブル&コネクタ製品の販売は、想定通り拡大したものの、当第3四半期連結会計期間において新製品の量産立上げコストが一時的に増大したため、営業利益は減少いたしました。

その結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は911百万円、営業損失は126百万円となりました。

[光関連事業]

当事業のデジタルカメラやビデオカメラなどの民生用電子機器向け各種薄膜フィルタ製品並びに医療用分析装置や監視カメラ及び光通信機器向け各種薄膜フィルタ製品や光測定装置の拡販に注力してまいりました。

その結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は306百万円、営業利益は0百万円となりました。

[EMS事業]

フィリピンの基板実装事業でのユーザーからの部品無償支給比率が増加したことなどから、当第3四半期連結会計期間の売上は減少しております。

その結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は428百万円、営業利益は22百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、税金等調整前四半期純損失が243百万円（前年同四半期は税金等調整前四半期純損失58百万円）であったものの、第2四半期連結会計期間末残高が前年同四半期に比べ1,760百万円増加していたこと及び債権流動化による売掛債権譲渡高が増加したことなどから、当第3四半期連結会計期間末残高は前年同四半期に比べ2,696百万円増加し、6,312百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果取得した資金は712百万円（前年同四半期は1,035百万円の使用）となりました。これは主に、債権流動化による売掛債権譲渡高が増加したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は676百万円（前年同四半期は29百万円の取得）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果取得した資金は342百万円（前年同四半期比18.2%減）であります。これは主に、新規借入及び設備のリース化によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は上場会社であるため、当社の株式等は、株主・投資家の皆様によって自由に取引できるものであります。従いまして、当社の株式等に対する大規模な買付行為につきましても、当社としては、原則としてこれを否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には個々の株主の皆様の自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、買収内容を判断するために必要な合理的な情報・期間や、企業買収の対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として一方的に株券等の大規模買付けを強行するといった動きが顕在化しつつあります。もとより、当社は、このような敵対的な株券等の大規模買付けであっても、その具体的な条件・方法等によっては、必ずしも当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうとは限らないと考えておりますので、係る買付け全てを一律的に否定するものではありません。

しかし、一方的な株券等の大規模買付けの中には、株主の皆様に対して当該大規模買付けに関する十分な情報が提供されず株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該大規模買付けの条件・方法等の検討等を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されないものや、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないものなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう株券等の大規模買付けもないとはいえません。

当社といたしましては、当社の財務および事業方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉および当社のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させることを真摯に目指す者でなければならず、係る企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株券等の大規模買付提案、または、これに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

当社基本方針の実現に資する取組みについて

イ．当社の企業価値の源泉について

当社は、昭和31年の設立以来、「ユーザーの高い信頼を勝ち取り、市場およびユーザーニーズに合致した創造的製品を開発する技術の山一」をモットーに開発指向型の企業を目指し、真空管ソケットから始まり、エレクトロニクス産業の急速な技術革新に機敏に対応して各種コネクタ製品やICソケット製品等の接触機構部品を開発・製造・販売してまいりました。特に昭和41年の検査用ICソケットの製造販売を開始して以来、国内はもとより海外においてICソケットのリーディングカンパニーとして揺るぎない地位を築いてきております。

これら接触機構部品製品の事業は、コネクタソリューション事業とテストソリューション事業に区分され当社のコアビジネスとなっております。また、接触機構部品事業以外では、一般光学用や光通信向け多層薄膜フィルタ製品等の光関連事業、LCD製品の組立検査や高密度基板実装を事業とするEMS事業、さらに、平成21年度から本格量産出荷しました太陽電池モジュール用ジャンクションボックス製品やケーブル&コネクタ製品のPVソリューション事業があげられ、これら5事業を当社および子会社17社と関連会社2社により運営しており、企業価値の源泉となっております。

この当社の企業価値の源泉については、具体的には、創業以来一貫して社員の育成および技術開発に注力してきた成果としての優れた接触機構部品などの設計技術力や各種製品群、半導体メーカーや各種エレクトロニクスメーカーの多様なニーズに柔軟かつ迅速に対応することを可能にする製品や金型などの生産設備や生産体制、そして当社グループの有機的連結による販売・メンテナンス体制および研究開発体制などにあると考えております。

ロ．企業価値向上のための取組みについて

当社が属する電子部品市場は、デジタル化、高機能化、ネットワーク化などの技術革新が常に進化し、新技術や新製品が相次ぎ創出されるため、中長期的に市場は拡大すると見込まれております。しかしながら、製品の世代交代が加速化され、かつ競争も世界的規模での激しさを増すことから、絶えず変化する市場ニーズに低コストでスピーディに対応できる開発・生産体制を構築することが急務となります。これらグローバルで急激な市場変化のもとでも継続的に高付加価値・高品質の製品やサービスを提供できることが、企業価値および株主共同の利益の向上につながると考えております。

当社は平成17年度より経営革新活動をスタートし、企業風土革新、営業革新、開発技術革新、ものづくり革新、生産体制革新および品質革新などの6つの経営革新運動を展開してまいりました。今後もこれら革新活動の継続により、グローバルマーケティング力と開発設計力の強化を図り、かつ競合に負けないものづくりの改革改善活動を推進し、市場ニーズに低コストでスピーディに対応できる生産技術の向上と生産体制の構築を図ってまいります。

さらに、平成20年度からの新経営体制のもと、新たに策定した中期経営戦略に取り組んでまいります。その経営戦略の内容としては、
．「共感できる事業体へ」 方針・目標を共有化し、連鎖し、一丸となって目標に突き進む集団になる。成功・失敗を共感し、次のステップへ進む。
．「利益体質へ」 全社員が、ビジネスの創造に向かう。原価低減・固定費削減を徹底追求する。
．「個々の出力を強化する」 社員各人の能力・出力強化が最大の競争力の源泉。個々の出力強化に向けて制度整備・教育充実を実施する。
．「CSR経営を実現する」
株主、お客様、従業員をはじめとするステークホルダーに継続的に貢献する企業を目指します。

当社は、前述のこれら諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上を図っていく所存であります。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

当社は、平成21年6月25日に開催された第54期定時株主総会において、当社株式の分布状況等を総合的に勘案し、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針（以下、「本方針」といいます。）を継続することを決議いたしました。

本方針の具体的な内容につきましては、以下のとおりであります。

注1：特定株主グループとは、（ ）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいい、）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、または（ ）当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいい、）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいい、）を意味します。

注2：議決権割合とは、（ ）特定株主グループが、注1の（ ）の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいい、この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいい、）も計算上考慮されるものとします。）、または（ ）特定株主グループが、注1の（ ）の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行う者およびその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいい、）の合計をいい、議決権割合の算出にあたっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいい、）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいい、）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

本方針の内容

イ．本方針導入の目的

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営方針や事業特性、当社を取り巻く経営環境、各ステークホルダーとの関係等といった当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があり、他方、そのような企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することとなる者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としてふさわしくないと考えております。

しかしながら、当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模買付行為がなされる場合、それを行った大規模買付者が財務および事業の方針の決定を支配する者としてふさわしいか否かを含め、大規模買付行為に応じるか否かは、最終的には、株主の皆様判断に委ねられるべきものと考えます。そして、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを適切に判断していただくためには、株主の皆様に対し、適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。たとえば、大規模買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、取引先、顧客等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、当該大規模買付者の当社経営への参画時における経営方針、事業計画等の内容等の情報は、株主の皆様が買付けに応じるか否かを検討する際の重要な判断材料となりますし、また、当社取締役会が大規模買付行為についての意見を開示し、また、必要に応じ代替案を提示することにより、株主の皆様は、双方の方針、意見等を比較考量することで、大規模買付行為に応じるか否かを適切に判断することが可能になります。

当社は、このような基本的な考え方に立ち、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めるとともに、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会として一定の措置を講じることとしました。

ロ．独立委員会の設置

本方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立な判断を担保するため、当社経営陣から独立している社外取締役、社外監査役および社外有識者（注3）の中から選任します。

独立委員会は、取締役会から諮問を受けた事項について審議、決議し、その内容に基づいて、取締役会に対し勧告を行うほか、必要に応じて、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得たり、大規模買付者、当社経営陣、当社の取引先、従業員等から必要な情報を収集することがあります。

注3：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を意味します。

ハ．大規模買付ルールの内容

当社が設定する大規模買付ルールとは、大規模買付者から当社取締役会に対して、大規模買付行為に先立ち、株主の皆様判断および当社取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）が提供されなければならない、大規模買付行為は、大規模買付情報が提供された後に設定される当社取締役会による一定の評価期間が経過した後のみ開始されるというものです。

具体的には、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、当社代表取締役に対して、日本語によって、大規模買付者の名称、住所または本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）および提案する大規模買付行為の概要を明示し、かつ、本方針の手續に従う旨の誓約を記載した意向表明書を提出していただきます。なお、意向表明書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類があれば、当該書類を添付していただきます。当社は、この意向表明書の受領後直ちにその旨を開示するとともに、大規模買付者に対しては、10営業日以内に、大規模買付情報のリストを交付します。具体的に提供していただく大規模買付情報の内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の内容等によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ・大規模買付者およびそのグループの概要
- ・大規模買付行為の目的、方法および内容
- ・買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け
- ・大規模買付行為後の経営方針、事業計画、資本政策等
- ・大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客等を含む重要なステークホルダーについての基本方針

なお、当社取締役会は、当初提供していただいた情報だけでは必要な大規模買付情報として不足していると考え、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、大規模買付者に対し、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に大規模買付情報の提供を求めることがあります。当社は、大規模買付情報が提供された事実およびその内容が株主の皆様判断のために必要であると認める場合、適切と判断する時点で、原則としてその全部（以下で規定される取締役会評価期間に関する情報を含みます。）を開示します。

次に、当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した後、最長60日間（買付対価を現金（円貨）のみとし、当社の株券等の全てを対象とする公開買付けの場合）または最長90日間（それ以外の大規模買付行為の場合）を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案検討等のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとし、この期間中、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、提供された大規模買付情報を十分に評価、検討し、大規模買付行為に関する取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、株主の皆様に対し、取締役会としての代替案を提示することもあります。

二．大規模買付行為がなされた場合の対応方針

ア．大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守せずに大規模買付行為を行った場合、当社取締役会は、株主共同の利益の保護を目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。大規模買付ルールの遵守の有無、対抗措置を発動することの適否および対抗措置の具体的内容は、独立委員会に諮問の上、その勧告を最大限尊重して、当社取締役会が決定します。当社は、当該決定後、その概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報を開示します。

なお、具体的な対抗措置については、その時点で必要かつ相当と認められるものを選択することとなりますが、新株予約権を用いる場合、その概要は、以下のとおりであります。

(a) 新株予約権付与の対象となる株主およびその割当条件

取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。なお、株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えて募集新株予約権を引き受ける者の募集を行う場合と、新株予約権の無償割当てを行う場合とがある。

(b) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。新株予約権1個あたりの目的である株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割、株式併合、株式無償割当て等を行う場合で、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数の調整を必要とするときは、株式分割、株式併合、株式無償割当て等の条件を勘案の上、その数につき所要の調整を行うものとする。

(c) 発行または無償割当ての対象となる新株予約権の総数

発行または無償割当ての対象となる新株予約権の総数は、取締役会が別途定める数とする。取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

(d) 各新株予約権の払込金額

無償とする。

(e) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円以上で取締役会が定める額とする。

(f) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要することとする。

(g) 新株予約権の行使条件

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者（当社の株券等を取得または保有することが当社株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めたものを除く。）等に行使を認めないこと等を新株予約権行使の条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

(h) 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得条件その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとする。

なお、上記(g)の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき1株を交付することができる旨の条項を定めることがある。

大規模買付ルールが遵守されなかった場合の対抗措置は、株主共同の利益を保護するための相当かつ適切な対応であると考えておりますが、他方、このような対抗措置により、結果的に、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。従って、大規模買付ルールを無視して大規模買付行為を開始することのないようあらかじめ注意を喚起いたします。

b. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為が行われる場合に、株主の皆様に対し、あらかじめ、そのような買付行為に応じるか否かの判断のために必要となる大規模買付行為に関する情報や現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには必要に応じて取締役会による代替案の提示を受ける機会を保障することを目的とするものです。従って、大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、当社取締役会は大規模買付行為を阻止するために対抗措置をとるようなことは行わず、大規模買付行為に応じるかどうかは、大規模買付情報や当社取締役会が提示する意見、代替案等をご検討の上、株主の皆様においてご判断いただくこととなります。しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、当社取締役会は、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすか、または株主共同の利益を著しく損なうと判断した場合、株主共同の利益を保護するため、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、必要かつ相当な範囲で a. 「大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合」で述べた対抗措置をとることがあります。この場合、当社取締役会は、適時適切な開示を行います。具体的には、大規模買付行為が以下の類型に該当すると認められる場合、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすか、または株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

(a) 大規模買付行為が次のいずれかに該当する場合

- ・ 株式等を買占め、その株式等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
- ・ 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に大規模買付者の利益を実現する経営を行うような行為
- ・ 当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ・ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(b) 強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買付けを行う場合

c. 対抗措置発動の停止等について

上記 a. 「大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合」または b. 「大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合」において、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止または変更等を行うことがあります。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

前記 および の取組みについての取締役会の判断およびその理由

イ. 当社基本方針の実現に資する取組みについて

前記 の取組みは、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであります。従って、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではございません。

ロ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

前記 の取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものでないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第3 四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は391,878千円であります。

なお、当第3 四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	23,289,775	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	23,289,775	同左	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成23年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づく新株引受権の権利行使を含む。)により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

当社に対して新株の発行を請求できる権利(旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権(ストックオプション))に関する事項は、次のとおりであります。

(平成13年6月28日定時株主総会決議)

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,999
新株予約権の行使期間	(注)1.
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,999 資本組入額 1,000
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3.
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 取締役につきましては、平成15年7月1日から平成23年3月31日まで、従業員につきましては、平成15年7月1日から平成18年6月30日までとしております。

2.(1) 対象者は、本件新株引受権の行使時において、当社の取締役または従業員であることを要します。

ただし、権利を付与された者が当社を退職した後に引き続き当社または当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。

(2) 対象者は、一度の権利行使手続において、付与を受けた本件新株引受権の全部または一部を行使することができます。

(3) 当社が他社の完全子会社となるために株式交換を行う場合または株式移転を行う場合、株式交換の日または株式移転の日先立ち、取締役会決議に基づき、本件新株引受権の行使を合理的に制限し、かつ、対象者が行使していない本件新株引受権を失効させることができるものとします。

3. (1) 対象者は、本件新株引受権を、譲渡、質入その他一切の方法により処分をすることはできません。
 (2) 対象者の相続人は、本件新株引受権を行使することはできません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日	-	23,289,775	-	10,047,063	-	5,004,947

(6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、野村證券株式会社及びその共同保有者3名から平成23年1月7日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成22年12月31日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	株式 245,399	1.05
NOMURA INTERNATIONAL PLC	Nomura House, 1 St. Martin' s-le-Grand London, UK	株式 815,500	3.50
NOMURA SECURITIES INTERNATIONAL, Inc.	2 World Financial Center, Building B New York, NY	株式 0	0.00
野村アセットマネジメン ト株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	株式 144,200	0.62

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 23,281,300	232,813	-
単元未満株式	普通株式 5,975	-	-
発行済株式総数	23,289,775	-	-
総株主の議決権	-	232,813	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,800株(議決権の数38個)含まれております。

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
山一電機(株)	東京都大田区中馬込三丁目28番7号	2,500	-	2,500	0.01
計	-	2,500	-	2,500	0.01

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	457	499	433	404	391	240	242	390	443
最低(円)	376	335	366	321	186	180	201	207	352

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	-	取締役	上席執行役員、経営 企画部長、コネクタ ソリューション事 業担当	渡部 武光	平成23年1月1日

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,317,794	4,072,370
受取手形及び売掛金	3, 4 5,779,900	3 7,372,965
商品及び製品	1,438,431	1,260,885
仕掛品	357,882	446,143
原材料及び貯蔵品	1,724,782	1,703,654
繰延税金資産	135,959	141,702
その他	761,659	679,725
貸倒引当金	43,409	18,097
流動資産合計	16,473,002	15,659,351
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	2,853,513	2,927,114
機械装置及び運搬具(純額)	2,201,721	2,031,656
工具、器具及び備品(純額)	1,556,987	1,518,227
土地	3,526,594	3,531,657
リース資産(純額)	39,196	8,924
建設仮勘定	408,897	197,779
有形固定資産合計	1 10,586,911	1 10,215,360
無形固定資産		
のれん	35,297	56,475
その他	136,574	165,750
無形固定資産合計	171,871	222,225
投資その他の資産		
投資有価証券	1,309,507	1,442,669
繰延税金資産	96,268	131,671
その他	985,665	1,112,001
貸倒引当金	96,521	96,713
投資その他の資産合計	2,294,920	2,589,628
固定資産合計	13,053,703	13,027,214
資産合計	29,526,706	28,686,565

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,194,983	4,191,644
短期借入金	6,370,868	5,380,088
未払法人税等	81,870	98,254
賞与引当金	204,285	-
役員賞与引当金	2,999	7,000
繰延税金負債	114,700	38,651
その他	1,548,577	1,735,827
流動負債合計	11,518,285	11,451,465
固定負債		
長期借入金	525,000	1,040,910
退職給付引当金	20,289	97,546
役員退職慰労引当金	38,305	41,821
資産除去債務	17,007	-
繰延税金負債	209,474	96,490
その他	310,170	50,119
固定負債合計	1,120,248	1,326,888
負債合計	12,638,533	12,778,353
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,047,063	10,013,634
資本剰余金	9,580,902	10,971,518
利益剰余金	1,578,424	1,990,595
自己株式	3,702	2,281,321
株主資本合計	18,045,839	16,713,236
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	194,756	256,376
為替換算調整勘定	1,372,441	1,080,720
評価・換算差額等合計	1,177,685	824,343
少数株主持分	20,018	19,319
純資産合計	16,888,172	15,908,211
負債純資産合計	29,526,706	28,686,565

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	15,129,868	21,641,893
売上原価	11,776,936	15,708,625
売上総利益	3,352,932	5,933,268
販売費及び一般管理費		
給料	1,769,714	1,894,848
賞与	150,713	243,602
福利厚生費	277,890	312,175
運賃諸掛	246,976	338,445
旅費及び交通費	136,342	174,450
減価償却費	235,549	201,384
支払手数料	174,709	163,587
賃借料	280,418	246,936
雑費	867,217	1,015,828
販売費及び一般管理費合計	4,139,531	4,591,260
営業利益又は営業損失()	786,598	1,342,008
営業外収益		
受取利息	11,273	8,745
受取配当金	27,994	18,927
スクラップ売却益	-	28,530
助成金収入	74,663	21,738
その他	84,223	31,843
営業外収益合計	198,154	109,786
営業外費用		
支払利息	129,366	152,339
為替差損	224,474	569,122
持分法による投資損失	122,418	5,391
その他	63,218	67,638
営業外費用合計	539,478	794,491
経常利益又は経常損失()	1,127,922	657,303
特別利益		
固定資産売却益	16,873	14,010
投資有価証券売却益	279,470	12,187
退職給付引当金戻入額	-	243,247
退職給付制度終了益	253,839	-
受取補償金	-	60,300
その他	2,303	1,500
特別利益合計	552,486	331,245
特別損失		
固定資産除却損	53,600	60,291
固定資産売却損	37,694	9,737
投資有価証券評価損	1,233	2,990
特別退職金	560,157	20,225
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	7,682
その他	-	6
特別損失合計	652,686	100,932
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	1,228,121	887,615

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
法人税、住民税及び事業税	96,697	203,583
法人税等調整額	97,238	271,880
法人税等合計	540	475,464
少数株主損益調整前四半期純利益	-	412,151
少数株主損失()	598	19
四半期純利益又は四半期純損失()	1,226,982	412,171

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	5,851,734	6,197,023
売上原価	4,266,243	4,793,159
売上総利益	1,585,490	1,403,863
販売費及び一般管理費		
給料	588,932	610,729
賞与	51,845	71,700
福利厚生費	90,715	103,480
運賃諸掛	88,998	87,522
旅費及び交通費	46,528	66,217
減価償却費	74,747	70,094
支払手数料	78,668	56,179
賃借料	89,992	74,145
雑費	260,801	327,918
販売費及び一般管理費合計	1,371,230	1,467,989
営業利益又は営業損失()	214,259	64,125
営業外収益		
受取利息	2,966	3,230
受取配当金	9,939	6,755
為替差益	63,641	-
スクラップ売却益	-	10,551
その他	62,757	12,033
営業外収益合計	139,305	32,571
営業外費用		
支払利息	55,022	52,008
為替差損	-	97,371
持分法による投資損失	15,611	792
その他	18,614	31,401
営業外費用合計	89,248	181,574
経常利益又は経常損失()	264,317	213,128
特別利益		
固定資産売却益	680	3,924
投資有価証券売却益	279,470	-
その他	-	280
特別利益合計	280,150	4,204
特別損失		
固定資産除却損	13,609	17,396
固定資産売却損	32,853	140
投資有価証券評価損	1,233	-
特別退職金	555,251	16,827
特別損失合計	602,948	34,364
税金等調整前四半期純損失()	58,480	243,288
法人税、住民税及び事業税	38,680	8,540
法人税等調整額	2,159	133,952
法人税等合計	40,839	142,493
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	385,781
少数株主損失()	165	173
四半期純損失()	99,154	385,607

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	1,228,121	887,615
減価償却費	1,307,842	1,287,013
受取利息及び受取配当金	39,268	27,673
支払利息	129,366	152,339
為替差損益(は益)	181,573	447,888
売上債権の増減額(は増加)	1,329,477	1,406,708
たな卸資産の増減額(は増加)	698,522	301,227
仕入債務の増減額(は減少)	318,498	912,088
その他	429,715	86,773
小計	928,393	3,027,350
利息及び配当金の受取額	37,929	26,343
利息の支払額	144,972	160,804
特別退職金の支払額	810,114	99,698
法人税等の支払額	106,147	264,860
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,951,698	2,528,330
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,266,529	1,630,304
有形固定資産の売却による収入	45,297	81,662
投資有価証券の売却による収入	409,365	19,791
保険積立金の払戻による収入	431,339	345
その他	185,815	56,210
投資活動によるキャッシュ・フロー	566,342	1,584,716
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	3,225	318,396
長期借入れによる収入	950,000	400,000
長期借入金の返済による支出	748,624	234,874
株式の発行による収入	-	587,255
自己株式の処分による収入	-	333,202
配当金の支払額	1,011	94
その他	39,941	38,008
財務活動によるキャッシュ・フロー	163,648	1,441,893
現金及び現金同等物に係る換算差額	22,947	145,740
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,377,340	2,239,767
現金及び現金同等物の期首残高	5,993,787	4,066,656
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(は減少)	-	6,178
現金及び現金同等物の四半期末残高	3,616,447	6,312,602

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 前連結会計年度において持分法適用の範囲に含めておりましたヤマイチエレクトロニクスドイッチェランドマニュファクチャリングGmbHは、重要性が増したため第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 14社</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分法適用非連結子会社の変更 第1四半期連結会計期間より、ヤマイチエレクトロニクスドイッチェランドマニュファクチャリングGmbHは連結の範囲に含めたため、持分法適用の範囲より除いております。</p> <p>(2) 変更後の持分法適用非連結子会社数 0社</p>
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益及び経常利益は、それぞれ549千円減少し、税金等調整前四半期純利益は8,232千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は16,719千円であります。</p> <p>(2) 重要な引当金の計上基準の変更 賞与引当金 当社及び一部の連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当第3四半期連結累計期間負担額を計上しております。 (追加情報) 従来、当社及び一部の連結子会社の従業員に対する賞与の未払額については、流動負債の「その他」に含めて表示しておりましたが、業績の変動が激しくなり四半期連結財務諸表作成時において支給額を確定することが困難となったことから、当第3四半期連結累計期間より、「賞与引当金」として表示しております。 この変更が損益に与える影響はありません。 なお、前第3四半期連結会計期間の流動負債の「その他」に含まれている賞与の未払額の金額は194,862千円であります。</p>

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間
(自平成22年4月1日
至平成22年12月31日)

(四半期連結損益計算書関係)

1. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。
2. 前第3四半期連結累計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「スクラップ売却益」は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記することといたしました。
なお、前第3四半期連結累計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「スクラップ売却益」は22,479千円であります。

当第3四半期連結会計期間
(自平成22年10月1日
至平成22年12月31日)

(四半期連結損益計算書関係)

1. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目で表示しております。
2. 前第3四半期連結会計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「スクラップ売却益」は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結会計期間では区分掲記することといたしました。
なお、前第3四半期連結会計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「スクラップ売却益」は10,149千円であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>1.有形固定資産の減価償却累計額は、28,428,122千円であります。</p> <p>2.偶発債務 当社は、平成22年1月12日付で、東京地方裁判所において(株)太陽機械製作所より訴訟の提起を受けております。 当社は、平成20年3月に原告との間で当社子会社(株)アドバンセルの株式売買契約を締結し株式譲渡を行いました。同契約締結前に(株)アドバンセルが取引先との間で締結しておりました製品売買契約が株式売買契約締結後に取引先より解除されたことにより損害を被ったとして、損害賠償額164,800千円及び遅延利息を請求されております。 当社は、原告からの請求に対し、弁護士と協議の上適切に対処していく予定であります。 なお、訴訟の結果によっては当社グループの業績に影響を及ぼす場合がありますが、現時点ではその影響額は不明であります。</p> <p>3.債権流動化による売掛債権譲渡高は、2,126,412千円であります。</p> <p>4.受取手形割引高は、7,440千円あります。</p>	<p>1.有形固定資産の減価償却累計額は、29,889,294千円あります。</p> <p>2.偶発債務 当社は、平成22年1月12日付で、東京地方裁判所において(株)太陽機械製作所より訴訟の提起を受けております。 当社は、平成20年3月に原告との間で当社子会社(株)アドバンセルの株式売買契約を締結し株式譲渡を行いました。同契約締結前に(株)アドバンセルが取引先との間で締結しておりました製品売買契約が株式売買契約締結後に取引先より解除されたことにより損害を被ったとして、損害賠償額164,800千円及び遅延利息を請求されております。 当社は、原告からの請求に対し、弁護士と協議の上適切に対処していく予定であります。 なお、訴訟の結果によっては当社グループの業績に影響を及ぼす場合がありますが、現時点ではその影響額は不明であります。</p> <p>3.債権流動化による売掛債権譲渡高は、870,681千円あります。</p>

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
	<p>当社子会社マティ(株)は、平成22年4月1日付で退職給付制度を適格退職年金制度から確定給付年金制度へ変更しており、この変更に伴う利益を退職給付引当金戻入額(243,247千円)として特別利益に計上しております。</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在) (千円)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在) (千円)
現金及び預金勘定 3,621,900	現金及び預金勘定 6,317,794
預入期間が3か月を超える定期預金 5,453	預入期間が3か月を超える定期預金 5,192
現金及び現金同等物 3,616,447	現金及び現金同等物 6,312,602

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 23,289,775株
2. 自己株式の種類及び株式数
普通株式 2,542株
3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成22年8月30日付で、公募による新株式の発行及び自己株式の処分を行い、払込みを受けました。また、平成22年9月27日付で、野村證券株式会社から第三者割当増資の払込みを受けました。この結果、当第3四半期連結累計期間において資本金は33,429千円増加し、資本剰余金は1,390,616千円、自己株式は2,277,645千円減少し、当第3四半期連結会計期間末において資本金は10,047,063千円、資本剰余金は9,580,902千円、自己株式は3,702千円となっております。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

電子・電気機器関連部品の製造販売事業の売上高及び営業利益の金額は全セグメントの売上高の合計及び営業利益の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

	前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)						
	日本 (千円)	北米 (千円)	アジア (千円)	欧州 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	2,778,796	714,896	1,611,386	746,655	5,851,734	-	5,851,734
(2) セグメント間の内部売上高	1,525,450	25,906	1,807,992	24,155	3,383,504	3,383,504	-
計	4,304,246	740,802	3,419,379	770,811	9,235,239	3,383,504	5,851,734
営業利益又は営業損失()	399,759	9,688	164,921	16,357	558,012	343,752	214,259

	前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)						
	日本 (千円)	北米 (千円)	アジア (千円)	欧州 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	6,930,546	1,666,329	4,497,477	2,035,515	15,129,868	-	15,129,868
(2) セグメント間の内部売上高	3,804,498	72,633	4,372,062	63,310	8,312,506	8,312,506	-
計	10,735,045	1,738,963	8,869,539	2,098,826	23,442,375	8,312,506	15,129,868
営業利益又は営業損失()	26,478	42,102	394,934	169,426	209,883	996,482	786,598

(注) 1. 地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する主な地域の内訳は次のとおりであります。

- (1) 北米：米国
- (2) アジア：シンガポール、フィリピン、中国、韓国、台湾
- (3) 欧州：ドイツ

【海外売上高】

		北米	アジア	欧州	合計
前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	海外売上高(千円)	714,896	1,636,523	746,655	3,098,075
	連結売上高(千円)	-	-	-	5,851,734
	海外売上高の連結売上 高に占める割合	12.2	28.0	12.8	52.9
	(%)				

		北米	アジア	欧州	合計
前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	海外売上高(千円)	1,666,329	4,591,597	2,035,515	8,293,442
	連結売上高(千円)	-	-	-	15,129,868
	海外売上高の連結売上 高に占める割合	11.0	30.3	13.5	54.8
	(%)				

(注) 1. 地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 各区分に属する主な地域の内訳は次のとおりであります。

(1) 北米：米国等

(2) アジア：シンガポール、マレーシア、フィリピン、中国、韓国、台湾等

(3) 欧州：ドイツ等

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)及び当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、本社に製品別の事業推進部を置き、各事業推進部は取り扱う製品について国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。また、光関連事業及びEMS事業については、中核グループ企業を中心となって取り扱う製品について国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは、事業推進部及びグループ企業を基礎とした製品別のセグメントを下記の5つの報告セグメントとしております。なお、EMS事業は、液晶組立事業と基板実装事業の2つの事業セグメントを集約しております。

各事業区分の主要製品

事業区分	主要製品・サービス
テストソリューション事業	バーンインソケット、テストソケット、プローブカード、半導体テスト関連サービス
コネクタソリューション事業	カードコネクタ、実装用ICソケット、高速伝送用コネクタ、その他各種コネクタ、Y F L E X (高速伝送用ケーブル、実装基板)
P Vソリューション事業	太陽電池モジュール用ジャンクションボックス、ケーブル&コネクタ
光関連事業	R G Bフィルタ、U V / I Rカットフィルタ、ダイクロイックフィルタ・ミラー、蛍光ダイクロイックフィルタ、ショート/ロングパスフィルタ、バンドパスフィルタ、半導体レーザー光源
E M S事業	液晶組立サービス、基板実装サービス

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	テストソ リユー ション事 業	コネクタ ソリユー ション事 業	PVソ リユー ション事 業	光関連 事業	E M S 事業	計				
売上高										
外部顧客へ の売上高	7,206,623	9,356,342	2,438,059	913,014	1,727,086	21,641,124	769	21,641,893	-	21,641,893
セグメント間 の内部売上高	-	-	-	-	-	-	20,215	20,215	20,215	-
計	7,206,623	9,356,342	2,438,059	913,014	1,727,086	21,641,124	20,985	21,662,109	20,215	21,641,893
セグメント利益 又は損失()	701,440	867,507	67,715	11,961	45,237	1,558,431	542	1,558,974	216,965	1,342,008

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	テストソ リユー ション事 業	コネクタ ソリユー ション事 業	PVソ リユー ション事 業	光関連 事業	E M S 事業	計				
売上高										
外部顧客へ の売上高	1,890,772	2,659,862	911,072	306,200	428,950	6,196,858	165	6,197,023	-	6,197,023
セグメント間 の内部売上高	-	-	-	-	-	-	6,835	6,835	6,835	-
計	1,890,772	2,659,862	911,072	306,200	428,950	6,196,858	7,000	6,203,859	6,835	6,197,023
セグメント利益 又は損失()	41,312	110,372	126,441	657	22,155	34,568	135	34,433	29,691	64,125

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、サービス事業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失()の調整額の内容は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間	当第3四半期連結会計期間
全社費用	344,388	102,810
内部取引消去	95,528	20,385
棚卸資産の調整額	38,192	42,168

全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない研究開発費であります。

3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益又は営業損失()と調整を行っております。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 725.21円	1株当たり純資産額 837.40円

2. 1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失 ()

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失 () 64.66円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、四半期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益 19.73円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失 () の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
四半期純利益又は四半期純損失 () (千円)	1,226,982	412,171
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失 () (千円)	1,226,982	412,171
期中平均株式数 (株)	18,974,080	20,886,955
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失 () 5.22円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、四半期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失 () 16.55円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、四半期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失 () の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
四半期純損失 () (千円)	99,154	385,607
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失 () (千円)	99,154	385,607
期中平均株式数 (株)	18,974,059	23,287,233
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 2月 9日

山一電機株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉本 茂次 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 功幸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている山一電機株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、山一電機株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

（追記情報）

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は前連結会計年度2,891,295千円、当第3四半期連結累計期間786,598千円の営業損失を計上し、また、前連結会計年度4,721,163千円の当期純損失、当第3四半期連結累計期間1,226,982千円の四半期純損失を計上している状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月9日

山一電機株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉本 茂次 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 功幸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている山一電機株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、山一電機株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。